

地独評委第11号

令和6年2月19日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 山口 瞬



意見書

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）に係る中期計画の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第78条第4項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第26条第1項の規定に基づき令和5年12月22日付け看大第199号で法人から知事に対し認可の申請のあった中期計画の変更については、認可することが適当である。